



2026年3月25日

各 位

会社名 株式会社グラッドキューブ
代表者名 代表取締役 CEO 金島 弘樹
(コード番号：9561 東証グロース)
問合わせ先 専務取締役 CFO 財部 友希
ir@glad-cube.com

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月25日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に係る取締役会の審議および決議には、割当予定先である当社代表取締役 CEO 金島弘樹氏は、利益相反回避の観点から参加しておりません。

本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社が掲げる中長期的な企業価値向上、とりわけ時価総額 300 億円および 400 億円という非連続な成長を実現するため、経営トップである代表取締役 CEO 金島弘樹氏自身が、自らの資金を拠出して新株予約権を引き受け、経営者が株主の皆様と同様に株価変動リスクを負い、業績目標（営業利益）および時価総額目標の達成に対して不退転の決意（コミットメント）を示すことを目的として発行するものであります。

本新株予約権における業績条件として設定した営業利益 5 億円および 7 億円は、当社が 2026 年 2 月 13 日付で公表した「2026 年 12 月期 事業計画及び成長可能性に関する事項」の 28 頁～29 頁に記載の中長期の利益成長方針を踏まえ設定したものであります。

当社は、マーケティング DX 事業における安定収益基盤を維持しつつ、テクノロジー事業の収益化および AI 関連プロダクトの成長加速により、段階的に営業利益水準を引き上げる方針であり、2027 年 12 月期又は 2028 年 12 月期における営業利益 5 億円の達成は、当社が中長期的な利益成長フェーズへ移行したことを示す重要なマイルストーンであると考えております。

本新株予約権における時価総額条件として設定した 300 億円および 400 億円は、当社が 2026 年 2 月 13 日付で公表した「2026 年 12 月期 事業計画及び成長可能性に関する事項」29 頁「4. 時価総額 500 億円に向けた成長戦略」において掲げた中長期目標である時

価総額 500 億円に向けた重要な中間到達点として設定したものであります。

当社としては、まず時価総額 300 億円を安定的に達成することにより市場から一定の成長期待を獲得し、その後、営業利益成長および事業ポートフォリオ拡大を通じて時価総額 400 億円へと到達することが、最終的な時価総額 500 億円の実現に向けた現実的かつ合理的なステップであると考えております。

また 2028 年 12 月期又は 2029 年 12 月期における営業利益 7 億円の達成は、当該成長をさらに加速させ、当社の収益力が一段高い水準へ到達したことを示す指標であると考えております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数 8,433,540 株に対して 7.7%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める株価条件及び業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権の発行規模については、単なる一般的な経営インセンティブの付与を目的とするものではなく、当社の代表取締役 CEO 金島弘樹氏に対し、時価総額 300 億円および 400 億円ならびに営業利益 5 億円および 7 億円という高い目標の達成に向けた強いコミットメントを求める観点から設定したものであります。

本新株予約権は、当社の企業価値向上が客観的に確認される高い行使条件を充足した場合に限り段階的に行使可能となる設計としており、割当個数については、当該目標達成時における代表取締役 CEO 金島弘樹氏の経済的インセンティブとして十分に機能し、株主と同一方向の利益共有を図る水準として決定しております。

したがって、希薄化率は 7.7%と相応の規模となるものの、当該希薄化は、当社の企業価値および株主価値の顕著な向上が実現した場合に限って顕在化するものであり、その合理性および必要性は認められるものと判断しております。

2. 発行の概要

(1) 新株予約権の割り当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 1 名に対し 6,456 個 (新株予約権 1 個につき 100 株)
(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割り当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

	<p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。</p>
(3) 新株予約権の総数	6,456 個
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	<p>本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、20 円とする。</p> <p>なお、当該金額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値 486 円/株、株価変動性 56.22%、配当利回り 0%、無リスク利率 2.515%、満期までの期間 11.74 年間、時価総額条件及び業績条件に基づいて第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。</p>
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額（行使価額）	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本新株予約権の発行決議日の前営業日である 2026 年 3 月 24 日における東京証券取引所グロース市場での当社普通株式の終値 486 円と同額の、486 円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割（または併合）の比率}} \times 1$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株</p>

	<p>式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
(6) 新株予約権の権利行使期間	<p>本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年1月1日から2037年12月31日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たる場合にはその前営業日とする。</p>
(7) 新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、以下の（ア）及び（イ）の条件をいずれも達成した場合に、割り当てられた本新株予約権の数の50%を限度として、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>（ア）2027年1月1日から2027年12月31日までの期間において、金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値に、当該終値が付された日における当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式数を除く。）を乗じて算出される金額（以下「時価総額」という。）が、合計して5営業日以上、300億円以上となったこと。</p> <p>（イ）2027年12月期または2028年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が、5億円以上となったこと。</p> <p>② 新株予約権者は、以下の（ア）及び（イ）の条件をいずれも達成した場合に、割り当てられた本新株予約権の数の50%（上記①と合計して100%）を限度として、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>（ア）2028年1月1日から2028年12月31日までの期間において、時価総額が合計して5営業日以上、400億円以上となったこと。</p> <p>（イ）2028年12月期または2029年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が7億円以上となったこと。</p> <p>③ 上記①及び②の営業利益に関する条件達成の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当</p>

	<p>社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。</p> <p>④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>⑤ 新株予約権者が死亡した場合は、その法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限る。）は、本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(ア) 拘禁刑に処せられた場合</p> <p>(イ) 当社もしくは当社子会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または当社もしくは当社子会社に対する背信行為があった場合</p> <p>(ウ) 当社の書面による承諾を得ることなく、他社の役員、従業員等になった場合</p> <p>(エ) 当社または当社子会社に対して損害をもたらした場合、その他取締役会が権利行使を認めることが相当でないと認めた場合</p> <p>⑧ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
<p>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額</p>	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>(9) 新株予約権の</p>	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる</p>

<p>取得の事由及び 取得条件</p>	<p>会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または、当社が完全子会社（これに準ずる場合を含む。）となることを目的として実施される株式併合について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>③ 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有しなくなった場合は、当社は、新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p>
<p>(10) 新株予約権の 譲渡制限</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>(11) 組織再編行為時 における新株予約権 の取扱い</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間</p>

	<p>上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（８）に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記（７）に準じて決定する。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記（９）に準じて決定する。</p> <p>⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(12) 新株予約権の割当日	2026年4月10日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026年4月10日

3. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、支配株主である当社の代表取締役 CEO 金島弘樹氏を割当対象者としているため、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2025年8月8日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針に則って決定されております。

「支配株主との取引に関しては、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、及び取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保され、当社の利益が損なわれる状況にならないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。支配株主との取引を実施する際には、会社経営の健全性の観点より留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、取締役会において十分に審議した上で、適正な決裁を受けることとしております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権は、社内で定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条

件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本件新株予約権の付与が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割り当てを行っております。なお、利益相反を回避するため、当社の代表取締役 CEO 金島弘樹氏は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加していません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容および条件の妥当性については、当社取締役会に審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない独立役員である社外取締役（監査等委員）樋口宣人氏より、本新株予約権は、当社の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として設計・付与されており、発行価額は第三者評価機関に算定された有償発行であること、行使価格も時価を基準として設定されていること、行使条件に時価総額・営業利益に係る客観的な業績条件を課すことで中長期的な企業価値及び株主価値の向上と強く連動した設計となっていること、希薄化率約 7.7%は厳格な条件達成を前提として合理的な範囲内であること、また、割り当て対象者を取締役会決議から除外することで、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられていることから、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以 上